

# 子ども・子育てに関する国の動向について (幼児教育無償化、幼稚園での2歳児の受け入れ)

平成30年1月23日

# 「幼児教育無償化」について

## ▼国の幼児教育無償化の概要 ※現時点のものであり、詳細は今後検討される見込み。

- ・消費税10%増税分1兆7,000億円と企業拠出金約3,000億円の合計2兆円のうち、幼児教育の無償化に約8,000億円を充てる。
- ・3歳～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園は所得を問わず無償化（新制度に移行していない幼稚園は月額2万5,700円を上限に助成）。認可外保育施設は、対象を今後検討。
- ・0～2歳の保育は住民税非課税世帯を無償化。
- ・2019年4月から5歳児の幼児教育無償化を先行実施。
- ・2020年4月から幼児教育無償化を全面的に実施。

～参考～

新しい経済政策パッケージについて(抜粋) 平成29年12月8日閣議決定

広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引き上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

H30予算額(案)(公費): 114億円  
(前年+17億円)

## 2歳児の受入れ(幼稚園接続保育)について

- 幼稚園のまま、保育を必要とする2歳児(3号認定子ども)を定期的に預かる仕組みを創設。
- この仕組みは、新制度幼稚園のみならず、私学助成園も対象となるよう設計。
- また、①受入れに当たって市町村の利用調整が不要、②給食の自園調理が不要、③職員に占める有資格者の割合は1/3以上で良いなど、実施要件を柔軟化。
- 補助単価は、基本分として、子ども1人日額1,850円を措置。預かりが8時間を超えた場合、長時間加算として、1時間当たり230円を加算(11時間預ければ、合計2,540円)。  
(※)利用者負担は、これとは別途、徴収可(市町村又は各園で自由に設定)

## 3~5歳児に対する預かり保育について

3~5歳児に対する預かり保育のより一層の推進を図るため、以下の2点の充実を実施。

- ① 長時間の預かり(8h超)に対する加算単価を1.5倍に増額  
【9h:100円⇒150円、10h:200円⇒300円、11h:300円⇒450円】
- ② 事務負担に対応するための加算を創設  
【長時間・長期休業中の預かりなど行う施設が対象(1施設当たり年額:138万円)】

# 一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児定期利用の制度概要について

【趣 旨】子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する

【実施主体】市区町村(市区町村が認めた者へ委託等も可) (※)待機児童が存在する市区町村等を想定

赤字:従来の一時預かり事業  
(幼稚園型)との相違点

## 【要件】

### (1) 実施場所

幼稚園(新制度園及び私学助成園)

### (2) 対象児童

2歳児(2歳の誕生日を迎えた時点で対象)のうち、3号認定を受けた児童

(※)本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(市区町村による利用調整等の関与はなし)

### (3) 職員配置基準

認可保育所等と同じ(6:1)

(※)上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可

### (4) 職員資格

・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)

(※)当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※)本事業の担当職員のうちに保育士がいない場合、幼稚園等に在籍する保育士資格保有者が支援

### (5) 給食

自園調理は必須としない(外部搬入の場合、調理室・調理設備は不要)

### (6) 利用者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定

【補助単価(子ども1人当たり日額)】 基本分(8時間):1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間):230円~690円

【留意事項】認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)

# 一時預かり事業(幼稚園型)の拡充内容(3~5歳児に対する預かり保育の推進)について

## 趣旨

子育て安心プランに基づき、3~5歳児に対する預かり保育の更なる推進を図るため、長時間の預かりに係る単価の増額や、事務負担に対応するための加算の創設を行う。

## 課題及び対応

### 1. 長時間化の推進

- ・ 待機児童の受入れ推進のため、長時間・長期休業中の預かりを更に充実させる必要
- ・ 恒常的に長時間の預かりを利用する場合、保護者負担が重いとの指摘



長時間の預かり(8時間超)に係る単価を1.5倍に増額(これにより、保護者負担は現行の半額とすることが可能)

		改善前	→	改善後
長時間加算	+1h	100円		<u>150円</u>
	+2h	200円		<u>300円</u>
	+3h	300円		<u>450円</u>

### 2. 事務負担への対応

- ・ 子ども毎の利用日数や時間の管理、市町村(広域利用の場合は複数)への請求等に係る事務負担が重い
- ・ 現行制度上、事務経費が措置されておらず、事務職員を雇うのは困難



長時間・長期休業中の預かりを行い、かつ、小規模保育等の連携施設になっている施設を対象に「就労支援型施設加算」(仮称)を創設し、事務経費を支援

#### 【加算単価】

1施設当たり年額 約138万円

※ 非常勤事務職員1人分を措置(5,320円×260日)